

## 第 部 資料編

### 1 . 他府省の競争的資金制度の概要

#### 1 . 1 調査の概要

他省庁の競争的資金の運用状況を把握するため、公開されている各制度の関連情報を収集ならびに整理した。

#### 1 . 2 調査の実施対象

今後の環境省競争的資金制度の運用の参考に資するために、主に平成 24 年度に実施している他府省の競争的資金制度の中から、基礎から応用・展開までの段階的な統合型の研究技術開発、社会実装型の研究開発、国際共同型の研究開発、その他（若手育成等）の研究開発に関する競争的資金制度を抽出し、調査の対象とした。

本追跡評価業務の各種調査では、競争的資金制度について、基礎から応用までの段階的な資金を求める意見や、国際共同研究や成果の社会実装等といった具体的な環境政策の場面に適用可能な研究開発のための資金等を求める意見が見られた。当該調査で対象とした競争的資金制度は、下記の通りである。このうち、農林水産省の研究開発資金の運用は、来年度からであるが、科学技術振興機構（JST）で実施している A-STEP のように、基礎から応用段階まで段階的に支援する研究開発資金に改正される見込みである。今後の参考情報として、未実施であるが、当該競争的資金制度についても取り上げる。

表 59 競争的資金制度の検証のための調査の実施対象

カテゴリー	競争的資金制度	実施機関
段階的統合型研究開発	農林水産業食品産業科学技術研究推進事業	農林水産省
社会実装型研究開発	戦略的総合研究推進事業	科学技術振興機構（JST）
国際共同研究型研究開発	国際科学技術共同研究推進事業 国際科学技術協力プログラム	文部科学省 科学技術振興機構（JST）
その他（育成）	先導的産業技術創出	新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）

#### 1 . 3 調査項目

本調査では、以下を調査の項目とした。

- （ 1 ）競争的資金制度の概要と運営方法・管理体制
- （ 2 ）評価方法と体制

## 1.4 調査結果

### 1.4.1 農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業（平成25年度～）

#### (1) 制度の運営方法・体制

##### 背景

我が国の農林漁業は、担い手不足の深刻化や高齢化といった厳しい状況にあり、活力も低下している。このため、食と農林漁業の競争力・体質強化が課題となっており、農林水産・食品分野の成長産業化を早急に図る必要がある。こうした中、我が国の有する高い農林水産・食品分野の研究開発能力を活かし、これらの研究成果を産業競争力につなげる産学連携の研究を支援することが必要である。

しかしながら、農林水産・食品分野においては、公的研究機関による研究が主体となっており、異分野の大学との連携や異業種の民間企業による研究投資は他分野に比べ弱く、民間企業の先端技術がほとんど活用されていない。

##### 目的

上記の現状を打破し、農林水産・食品分野の成長産業化に向けたイノベーションを生み出すためには、公的機関等の基礎研究の成果を民間企業の参画により着実に生産現場等の実用化につなげ、農林漁業者や社会に還元する仕組みが不可欠である。

このため、本事業は、分野横断的に民間企業等の研究勢力を呼び込んだ形で、国内の研究勢力の結集や人材交流の活性化を図るとともに、革新的な技術の開発を基礎研究から実用化研究まで継ぎ目なく（シームレスに）支援し、ブレークスルーとなる技術を効果的・効率的に開発することにより、農林水産・食品分野の成長産業化及び地域の活性化に貢献することを目的とする。

##### 対象分野・領域

本事業は、農林水産・食品分野の試験研究であって以下の研究ステージのいずれかに該当するものについて、単独の研究機関及び複数の研究機関が連携した取組を講じることにより、農林水産・食品分野の成長産業化に向けた技術の開発の迅速な推進を図ることを内容とする。

#### 1 シーズ創出ステージ

将来アグリビジネスにつながる革新的なシーズを創出する基礎研究を実施する。

#### 2 発展融合ステージ

創出されたシーズを基に、実用化段階の研究開発に向けて発展的に進めるための応用研究を以下の研究区分で推進する。

##### 1) 産学機関結集型

産学の研究機関が結集し、医療、工学、情報通信分野といった異業種との融合等を進めることにより、技術シーズの実用化に向けた発展研究や新たな発想に基づく用途開発研究を実施する。

##### 2) 研究人材交流型

異業種の研究機関等が、農林水産・食品分野の専門研究者の派遣を受けるなどして新品種に対応した農業資材の研究開発等に取り組む人材交流型研究開発を実施する。

なお、本研究ステージでは、第1段階（フェーズ ）である1年目の研究の結果に基づき、第2段階（フェーズ ）の研究へ移行する多段階選抜方式を採択する。

### 3 実用技術開発ステージ

農林水産・食品分野における生産現場等の技術的課題の解決を図る実用化段階の研究開発を以下の研究区分で推進する。

#### 1) 研究成果実用型

農林水産省等が実施した基礎・応用研究の成果を基に、実用化に結びつける研究開発を実施する。

#### 2) 現場ニーズ対応型

農林水産・食品分野の生産現場等における多様なニーズに対応した早急に解決を図る必要性が高い課題の解決に資する実用化段階の研究開発を実施する。

#### 3) 重要施策対応型

他府省との連携により推進する重要な施策である総合特区及び地域イノベーション戦略地域に指定された地区・地域において、その構想を実現するために必要な研究開発を実施する。また、年度途中で不測の事態が発生し、緊急対応を要する研究課題（以下「緊急対応研究課題」という。）が生じた場合は、本研究区分で対応する。

#### 助成対象

研究課題の応募は、以下のいずれかに掲げる者（以下、研究機関等と略。）が単独で、又は研究グループを構築して行う。

ア. 都道府県、市町村、公立試験研究機関及び地方独立行政法人

イ. 大学及び大学共同利用機関

ウ. 独立行政法人、特殊法人及び認可法人

エ. 民間企業、公益・一般法人、NPO法人、協同組合及び農林漁業者

単独で研究課題の応募を行おうとする研究機関等は、当該研究の実施計画の企画立案、実施、成果管理を総括する研究の代表者（以下、研究総括者と略。）を定めなければならない。また、研究グループで研究課題の応募を行おうとする研究機関等は、研究推進の代表となる研究機関（以下、代表機関と略。）を選定するとともに、代表機関に所属する研究者の中から研究総括者を定めなければならない等としている。

応募要件については、研究ステージに応じ、次のように定めている。

#### 1) シーズ創出ステージ

単独の研究機関等又は研究グループによる応募を要件とする。

#### 2) 発展融合ステージ

##### ) 産学機関結集型

原則として、研究グループによる応募を要件とする。

ただし、産学の研究勢力を結集して研究開発を推進する観点から産学連携の研究グループによる研究課題を優先的に支援する。

##### ) 研究人材交流型

( )単独の研究機関等又は研究グループによる応募を要件とする。

( )単独の研究機関等で応募する場合は、当該研究機関等以外からの研究機関等からの人材の派遣等を受けることを、研究グループが応募する場合は、研究グループに参画する研究機関等間における人材交流を行い、又は研究グループ以外からの研究機関等からの人材の派遣等を受けることを要件とする。

### 3) 実用技術開発ステージ

( )各研究区分共通して、上記のアからエまでのうち、2つ以上の号に属する研究機関等で構成された研究グループによる応募を要件とする。

( )各研究区分共通して、研究グループには研究成果の普及・実用化を支援する組織である普及・実用化支援組織の参画を要件とする。

## 予算および助成額

### [ 研究期間 ]

研究課題の研究期間は、1研究課題につき3年以内である。また、発展融合ステージの研究期間は、フェーズは1年間、フェーズは2年以内と定めている。実用技術開発ステージのうち緊急対応研究課題の研究期間は、1研究課題につき研究開始日（委託契約締結日）が属する年度が終了するまでの間とする。ただし、発展融合ステージ（フェーズ）以外の研究期間については、研究中間時や終了時の評価における外部評価委員からの延長の必要性の指摘及び行政部局からの要望等を踏まえ、その必要性が認められる場合には、最大2年間の研究期間延長を可能である。

### [ 研究費 ]

単年度の研究費の上限は、1研究課題につき原則として次に掲げるとおりとする。

なお、研究課題の公募は、研究費の規模に応じ、AタイプとBタイプに区分して公募を行う（重要施策対応型は除く）。

#### ( ) シーズ創出ステージ

- 1) Aタイプ：5千万円      2) Bタイプ：1千万円

#### ( ) 発展融合ステージ

##### 1) 産学機関結集型

(ア) Aタイプ：フェーズ 5百万円、フェーズ 5千万円

(イ) Bタイプ：フェーズ 5百万円、フェーズ 1千万円

##### 2) 研究人材交流型

(ア) Aタイプ：フェーズ 5百万円、フェーズ 5千万円

(イ) Bタイプ：フェーズ 5百万円、フェーズ 1千万円

#### ( ) 実用技術開発ステージ

##### 1) 研究成果実用型

(ア) Aタイプ：5千万円      (イ) Bタイプ：1千万円

##### 2) 現場ニーズ対応型

(ア) Aタイプ：3千万円

ただし、第6の「研究連携協定」に基づく研究課題：5千万円

(イ) Bタイプ：1千万円

3) 重要施策対応型：2千万円。ただし、「緊急対応研究課題」は原則1千万円

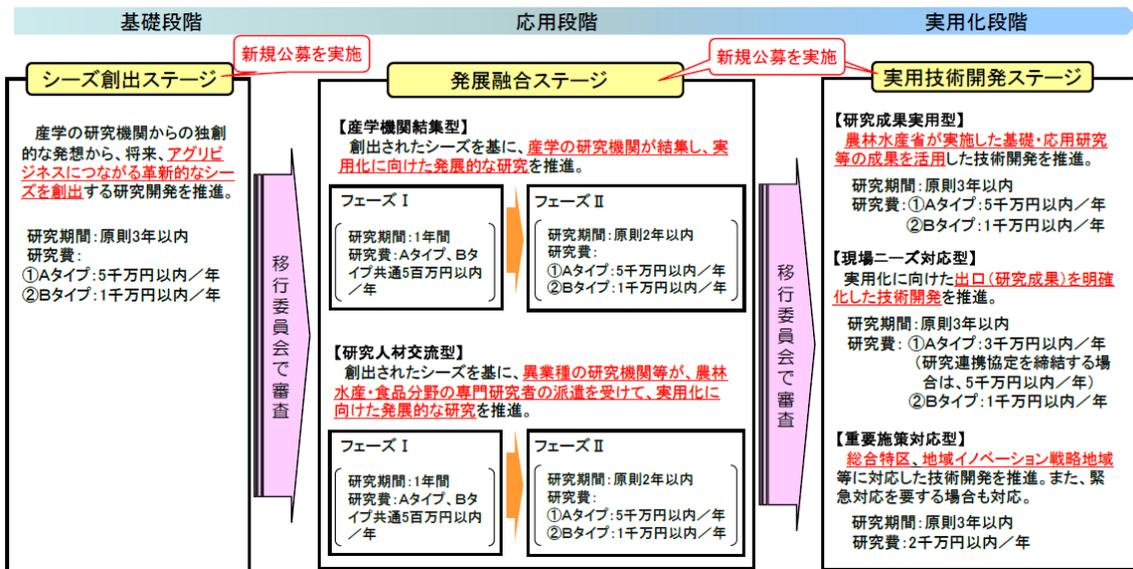


図 6 農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業の概要

出典：平成 25 年度予算の概要 32 農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業[新規]

運営管理体制・事業スキーム

(1) POによる進行管理

- 総括プログラムオフィサー（総括 PO）、専門プログラムオフィサー（専門 PO）が、1 課題ごとに研究の進行管理を行い、必要に応じて助言・指導を実施する。

(2) 代表機関による進捗状況の把握等

- 代表機関は、毎年度、研究の進捗状況の把握のため、参画機関を参集した研究推進会議を開催する（PO、農水省担当官が必要に応じて出席）。
- 代表機関は、毎年度、研究計画書・研究推進状況報告書、進行管理工程表等を作成・提出する。

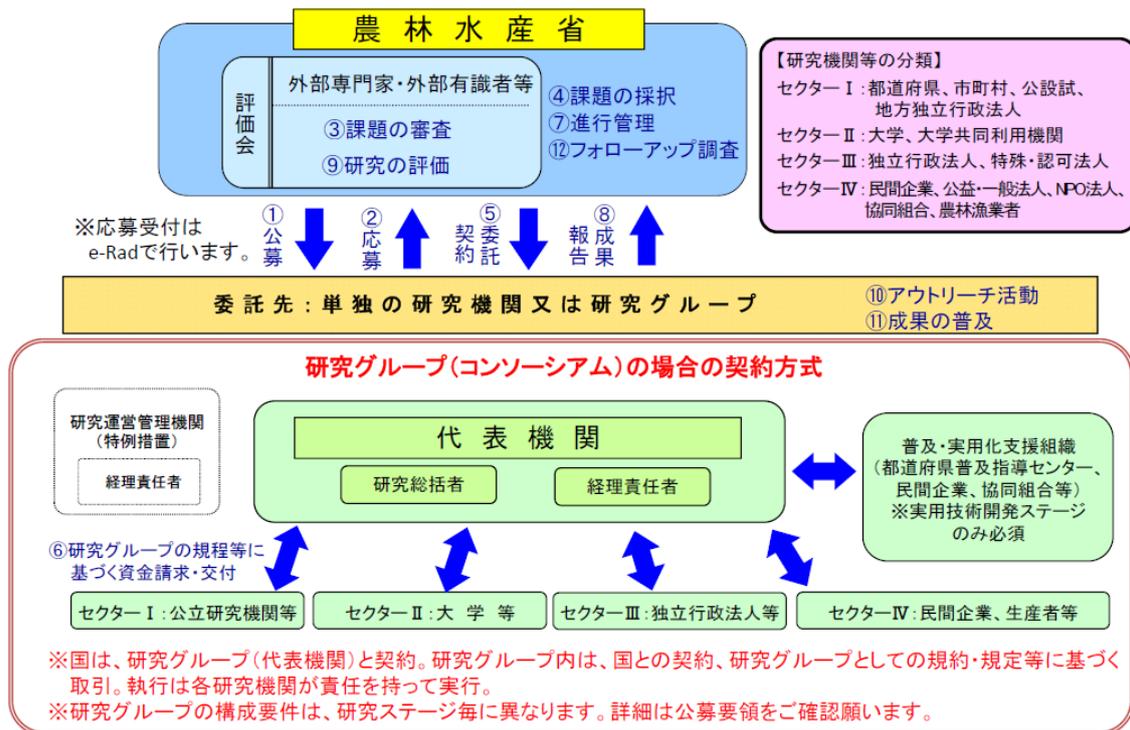


図 7 事業スキーム

出典：農林水産技術会議事務局 研究推進課産学連携室、「平成 25 年度農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業の公募について」、平成 25 年 2 月

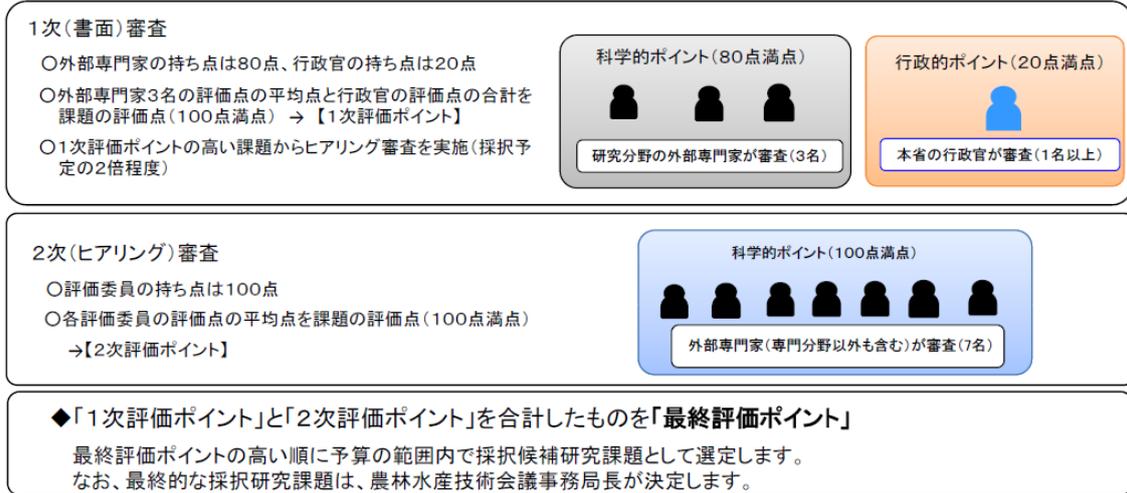
( 2 ) 各種評価 ( 事前・中間・事後・追跡評価 ) の方法

A) 採択審査

農林水産技術会議事務局長が、それぞれの研究区分に対応した研究課題を公募により求める。新規課題の公募において提案された研究開発課題について、下記に示す 2 段階による評価を行い、採択する課題を決定する。下記に、各研究ステージにおける審査体制および審査基準を示す。

## 1) シーズ創出ステージおよび発展融合ステージ

審査体制	内容
○1次(書面)審査 外部専門家3名 行政官1名以上	○ 応募課題の外部専門家3名で審査(科学的ポイント) ○ 研究成果の将来性について行政的観点から本省行政官1名以上で審査(行政的ポイント)
○2次(ヒアリング)審査 外部専門家7名	○ 応募課題の分野だけでなく、医学や工学等の異分野の専門家を含む外部専門家7名程度で審査



○1次(書面審査)の審査基準(1次評価ポイント)								
審査の観点	科学的ポイント		審査の観点	行政的ポイント		知的財産の活用方針、管理・活用部署等の確認		
	審査項目(点数配分)			審査項目(点数配分)				
必要性	①新規性・先導性・優位性(20点)		有効性	①農林水産業・食品産業への貢献(10点)		確認結果	A: 整備できている	減点無し
	②目標の明確性・達成可能性、研究計画の妥当性(20点)			②研究成果の波及効果(10点)			B: 一部未整備である	1点減点
効率性	③研究計画に対するコスト・実施期間の妥当性(10点)		計				20点満点	C: 未整備である
	有効性	④研究実施体制(10点)					Aは減点なし、Bは1点減点、Cは3点をポイントより減点。 C評価の場合は、知財方針等が整備されてから委託契約を締結。	
⑤農林水産業・食品産業や社会・経済への貢献(10点)								
計	80点満点							

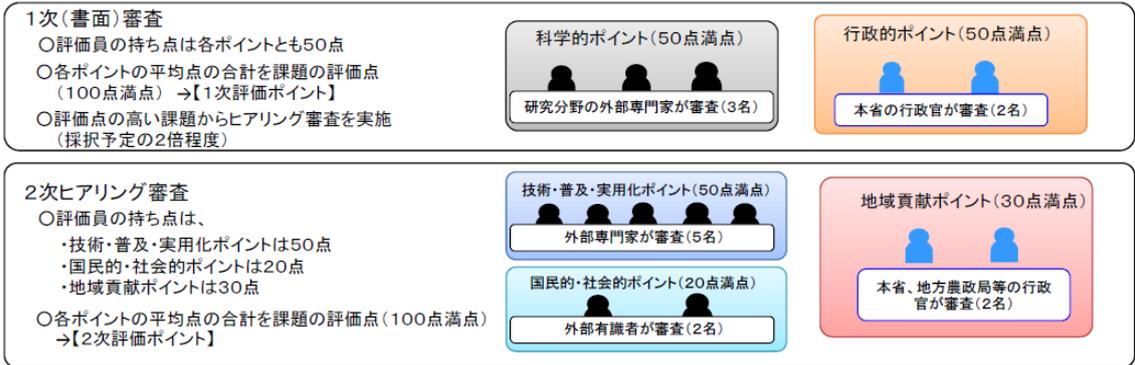
○2次ヒアリング審査の審査基準(2次評価ポイント)	
審査の観点	審査項目(点数配分)
必要性	①新規性・先導性・優位性(20点)
	②目標の明確性・達成可能性、研究計画の妥当性(20点)
効率性	③研究計画に対するコスト・実施期間の妥当性(10点)
	④研究実施体制(10点)
有効性	⑤農林水産業・食品産業や社会・経済への貢献(20点)
	⑥研究成果の波及効果(20点)
計	100点満点

図 8 シーズ創出ステージおよび発展融合ステージにおける審査体制および審査基準

出典：農林水産技術会議事務局 研究推進課産学連携室、「平成25年度農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業の公募について」、平成25年2月

## 2) 実用技術開発ステージ

審査体制	内容
○1次(書面)審査 外部専門家3名 行政官2名	○ 応募課題の外部専門家3名で審査(科学的ポイント) ○ 行政的な必要性から担当行政部局、制度的な観点から研究推進課(官房技術調整室)の2名で審査(行政的ポイント)
○2次(ヒアリング)審査 外部専門家5名 外部有識者2名 行政官2名	○ 農林水産関係の外部専門家は、農業・林業・水産業・食品産業・普及の5名体制で審査(技術・普及・実用化ポイント) ○ 農林水産関係以外の外部専門家(外部有識者)として、消費者・マスコミ関係者の2名体制で審査(国民的・社会的ポイント) ○ 行政官は、本省行政部局と地方農政局等の2名体制で審査(地域貢献ポイント)



### ○1次(書面審査)の審査基準(1次評価ポイント)

審査の観点	科学的ポイント(50点)	審査の観点	行政的ポイント(50点)	知的財産の活用方針、管理・活用部署等の確認									
	審査項目(点数配分)		審査項目(点数配分)										
必要性	①新規性・先導性・優位性(10点)	必要性	①行政的な必要性(10点)	<table border="1" style="font-size: small;"> <tr> <td>確認結果</td> <td>A: 整備できている</td> <td>減点無し</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B: 一部未整備である</td> <td>1点減点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>C: 未整備である</td> <td>3点減点</td> </tr> </table> <p>Aは減点なし、Bは1点減点、Cは3点を行政的ポイントより減点。 C評価の場合は、知財方針等が整備されてから委託契約を締結。</p>	確認結果	A: 整備できている	減点無し		B: 一部未整備である	1点減点		C: 未整備である	3点減点
	確認結果		A: 整備できている		減点無し								
	B: 一部未整備である	1点減点											
	C: 未整備である	3点減点											
	②事業化等の発展可能性(10点)		②施策との整合性(10点)										
効率性	③研究コスト・研究実施期間(10点)	効率性	③研究コスト・研究実施期間(10点)										
	④研究実施体制(10点)		④研究実施体制(10点)										
有効性	⑤研究成果の波及効果(10点)	有効性	⑤研究成果の波及効果(10点)										
計	50点満点	計	50点満点										

### ○2次(ヒアリング)審査の審査基準(2次評価ポイント)

審査の観点	技術・普及・実用化ポイント(50点)	審査の観点	地域貢献ポイント(30点)	審査の観点	国民的・社会的ポイント(20点)
	審査項目(点数配分)		審査項目(点数配分)		審査項目(点数配分)
必要性	①研究成果の実用性(10点)	必要性	①生産現場等からの必要性(10点)	必要性	①国民目線からの必要性(10点)
効率性	②関係機関の役割分担(10点)	効率性	②地域施策との整合性(10点)	効率性	—
	③普及・実用化支援体制(10点)		有効性	③過去の地域に対する貢献実績から見た今後の将来性(10点)	有効性
有効性	④普及・実用化の可能性(10点)				
	⑤研究成果の波及効果(10点)				
計	50点満点	計	30点満点	計	20点満点

図9 実用技術開発ステージにおける審査体制および審査基準

出典：農林水産技術会議事務局 研究推進課産学連携室、「平成25年度農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業の公募について」、平成25年2月

## B) 継続評価・終了評価・追跡評価

### (1) 中間評価

□ 研究期間：3年間→2年度目に実施する。

□ 課題応募時に設定した中間時の進捗目標（数値）に基づき実際の進捗状況（数値）を評価する。

### (2) 事後評価

□ 研究実施期間終了時に事後評価を実施する。

### (3) フォローアップ調査

□ 研究終了後の2年、5年（必要に応じて10年）を経過した研究課題について実施された研究課題の成果がもたらす波及効果の把握等のためのフォローアップ調査を実施する。

## 審査委員

農林水産技術会議事務局長（以下、事務局長と略。）は、外部専門家（評価対象の研究開発分野又はそれに関連する分野の専門家で、農林水産省に属さない者をいう。）又は外部有識者（外部専門家以外の専門家で、農林水産省に属さない者をいう。）であって、次の条件を満たす者のうちから、評価委員を委嘱する。

（ア）本事業に係る研究課題について十分な学識と評価能力を有し、かつ、当該研究課題の企画・立案又は実施に直接関与していない公正な立場から評価を行うことができる者であること。

（イ）その氏名、所属及び研究論文等の実績並びにその者が行う評価結果の内容の公表についてあらかじめ同意している者であること。

なお、現場への普及につながる研究の促進と我が国の農林水産業及び関連産業の競争力強化に資する観点から、農林漁業者や産業界等の民間の外部有識者を積極的に委嘱する。評価委員の任期は、原則として3年とし、再任されることができる。

評価の結果については、研究計画の見直し又は中止、研究推進体制の見直し、投入される予算規模又は配分の見直し等により、その後の研究計画に反映する。

本事業では、優れた研究成果を創出した研究課題については、「シーズ創出ステージ」から「発展融合ステージ」又は「実用技術開発ステージ」へ、「発展融合ステージ」から「実用技術開発ステージ」へ移行できる。

## 関連情報(参照先等)

- 平成25年度「農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業」について  
([http://www.s.affrc.go.jp/docs/research\\_fund/2013/sinki\\_koubou\\_2013.htm](http://www.s.affrc.go.jp/docs/research_fund/2013/sinki_koubou_2013.htm))

## 1.4.2 JST：戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）

「戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）」は、独立行政法人科学技術振興機構（「JST」）の社会技術研究開発センター（RISTEX）がその運用を行っている競争的資金制度である。平成 19 年度からそれまでの直轄型の新規領域設立を取りやめ、公募型みのプログラムとなった。

### （1）制度の運営方法・体制

#### 目的

本制度の目的は、社会の具体的な問題の解決を通して、社会的・公共的価値を創出することである。社会問題の解決に取り組む関与者と研究者が協働するためのネットワークを構築し、競争的環境下で自然科学と人文・社会科学の知識を活用した研究開発を推進して、現実社会の具体的な問題解決に資する成果を得るとともに、得られた成果の社会への活用・展開を図るところまでを射程としている。

#### 対象分野

「戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）」では、平成 24 年度には、5 つの研究開発領域・プログラム<sup>4</sup>において公募を行った。具体的には、問題領域ごとに設定されている研究開発領域「コミュニティがつなく安全・安心な都市・地域の創造」、研究開発領域「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」、 「問題解決型サービス科学研究開発プログラム」、 「科学技術イノベーション政策のための科学研究開発プログラム」の 4 つに加え、研究開発終了後、その成果の社会実装を支援する 「研究開発成果実装支援プログラム」から構成されている。

助成対象となる研究開発分野に特に限定はなく、いずれの領域・プログラムにおいても、人文・社会科学及び自然科学を含む分野横断的な取り組みを推奨している。また、プロジェクトチームには、研究者だけではなく、社会の中の問題関与者（ステークホルダー）の参画を求めていることも特徴である。

#### 助成対象

前述のように、研究開発プロジェクトを実施するにあたっては、様々な学問分野にまたがる研究者や、必要に応じて企業、行政機関、各種法人、市民団体などの参画を得て、効果的な研究開発体制を構築することが求められている。研究代表者には、それらの参加者を統括し、研究開発の実施期間を通じてリーダーシップを発揮することが期待されているが、この責務を果たせる限りにおいては、職業研究者であるかどうかは問わない。ただし、研究代表者自らが、国内の組織・団体等に所属して当該組織・団体等において研究開発を実施する体制を取ることが必要とされている<sup>5</sup>。

#### 助成期間および助成額

<sup>4</sup> 研究開発領域とプログラムとの違いは、前者が原則として 6 年間の設置期限が設けられているのに対し、後者は期間に定めがないことにある。現行の研究開発領域はいずれも 1 研究開発プログラムから構成されており、実質的な区分は存在しない。

<sup>5</sup> 「戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）」における各研究開発領域・プログラムの募集要項参照。

助成期間は原則として3年間（最長5年間）となっているが、研究開発領域・プログラムによって様々な区分があり、助成額を含めた詳細はその区分によって異なっている。

たとえば、平成24年度から新規に立ち上げられた研究開発領域「コミュニティがつなぐ安全・安心な都市・地域の創造」には3つの区分がある。「研究開発プロジェクト・カテゴリー」では、「社会の問題を解決するための選択肢を提示しようとするもの（研究開発のあり方や科学的評価のための指標の体系化など）」を対象に最大3年間、年間1千万円未満を、「研究開発プロジェクト・カテゴリー」では、「社会の問題の解決に資する具体的な技術や手法などについてその実証まで行おうとするもの」を対象に最大3年間、年間2～31千万円を、「プロジェクト企画調査」では、「年度内に研究開発の企画を具体化し、次年度以降の研究開発の優れた提案となることが期待されるもの」を対象に4カ月、数百万円をそれぞれ助成している。

表 60 募集の種別による実施機関、規模、採択件数

募集の種別	実施期間	1件あたりの規模	採択件数
研究開発プロジェクト カテゴリー	3年を上限	10百万円未満/年	提案の応募の内容・ 状況により、柔軟に判 断
研究開発プロジェクト カテゴリー		20・30百万円/年	
プロジェクト企画調査	初年度は約4ヶ月	数百万円以下	

出典：平成24年度戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）提案募集のご案内  
 < [http://www.ristex.jp/examin/suggestion/suggestion\\_2012.html#syuryo](http://www.ristex.jp/examin/suggestion/suggestion_2012.html#syuryo) >

#### 予算

平成23年度で募集を停止した「地域に根ざした脱温暖化・環境共生社会」領域を含め、平成24年度の予算額は1,717百万円である（平成25年度の概算要求額は1,957百万円）<sup>6</sup>。

#### 運営管理体制

運営の責任者は「総括」であり、研究開発領域・プログラムが設定されたのちすぐに選定される<sup>7</sup>。また総括に専門的助言を行う「アドバイザー」が産・学・官・民、各セクターから数名ずつ選ばれる。

「総括」のリーダーシップのもと、「アドバイザー」とセンター内スタッフ（企画運営室・フェロー）がそれぞれ専門的役割を果たしながら、運営マネジメントにあたるという体制になっている。

<sup>6</sup> 「平成25年度 概算要求の概要」。

[http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/other/\\_icsFiles/afieldfile/2012/09/20/1325571\\_12.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2012/09/20/1325571_12.pdf)

<sup>7</sup> 研究領域・プログラムは、社会における問題について、多方面の関与者の広範な参画の下調査検討を行い、その結果を踏まえて、具体的かつ明確な目標をもち、問題解決に寄与する成果が期待できるものとして設定される。

研究開発領域・プログラムの体制

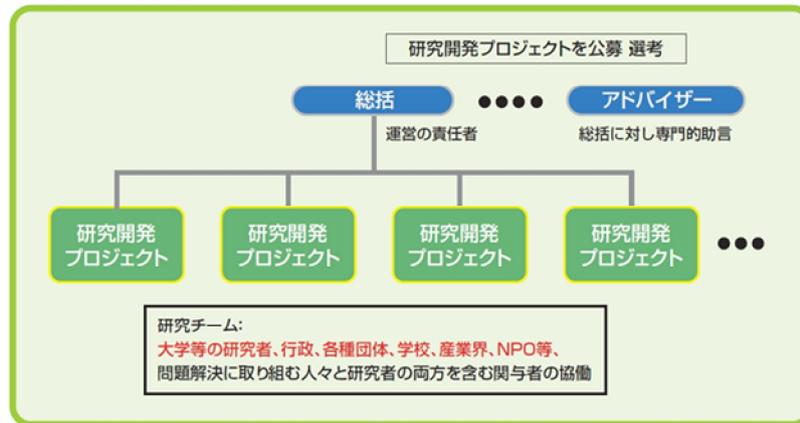


図 10 研究開発領域・プログラムの運営体制

出典：RISTEX ウェブサイト <<http://www.ristex.jp/aboutus/promotion.html>>

(2) 各種評価（事前・中間・事後・追跡評価）の方法

「戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）」における評価については、プログラム評価についても、プロジェクト評価についても、『戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）に係る課題評価の方法等に関する達（以下、「達」）』（平成 24 年 3 月 30 日改正）にその実施方法等が定められている。研究開発領域下に設定されている 2 つのプログラム（「コミュニティがつなく安全・安心な都市・地域の創造」、「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」）については第 2 章に、「問題解決型サービス科学研究開発プログラム」については第 3 章に、「科学技術イノベーション政策のための科学研究開発プログラム」については第 4 章に、「研究開発成果実装支援プログラム」については第 5 章に、それぞれ規定されており、基本的にはどれも同じ構造となっているが、以下では、プロジェクト評価については第 2 章第 3 節を、プログラム評価については同章第 1 節の記述をもとに概要をまとめた。

プロジェクトの事前評価

プロジェクトの評価項目・基準は次の通りである（第 15 条）。

ア 研究開発プロジェクト

- a 第 11 条第 2 号に定める研究開発プログラムの研究開発目標に沿った研究開発提案であること。
- b 現実の社会問題解決に資する具体的な成果が見込まれること

イ 研究代表者

多分野多方面の関与者の広範な参画により構成された研究開発チームの責任者として、研究開発全体に責任を負い、推進することができるものであること。

ウ 研究開発計画

適切な研究開発実施体制、実施規模であること。

評価者は領域総括であり、領域総括補佐及び領域アドバイザーの協力を得て行うこととなっている。選考にあたっては、応募のあった研究開発提案について、研究開発プログラ

ムごとに評価者が書類選考と面接選考を行う。また、研究開発プロジェクトの提案のうち、提案を具体化するための調査研究を実施する必要があると評価された場合には、「プロジェクト企画調査」として採択することができることになっている。

#### 中間評価

中間評価は、研究開発プロジェクトごとに、研究開発の進捗状況や研究開発成果を把握するものであり、「これをもとに適切な資源配分、研究開発の見直しを行う等により、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資する」ことを目的として実施される(第16条)。評価項目は次の通りである。

- ア 研究開発の進捗状況と今後の見込み
- イ 研究開発成果の現状と今後の見込み
- ウ その他

なお、ア及びイに関する具体的評価基準並びにウについては、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者が RISTEX と調整の上決定することとなっている。

評価者は領域評価委員会であり、評価者が被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。また、評価実施後には、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保することとなっている。

#### 事後評価

事後評価は、研究開発の実施状況、研究開発成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究開発成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的として実施される(第17条)。評価項目は次の通りである。

- ア 研究開発プロジェクトの目標の達成状況
- イ 社会的貢献等の状況及び将来展開の可能性
- ウ 研究開発を通じての新たな発見の取得等の研究開発成果の状況
- エ その他

なお、ア、イ及びウに関する具体的評価基準並びにエについては、中間評価と同様、評価者が RISTEX と調整の上決定することとなっている。

評価者は領域評価委員会であり、評価者が被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。また、評価実施後には、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保することとなっている。

#### 追跡評価

追跡評価は、研究開発終了後一定期間を経過した後、副次的効果を含めて研究開発成果の発展状況や活用状況等を明らかにし、事業及び事業の運営の改善等に資することを目的として実施されるものである。

評価項目は次の通りである。

- ア 研究開発成果の発展状況や活用状況(特に目標とした社会問題の解決に対する貢献)
- イ 研究開発成果がもたらした科学技術的、社会的及び経済的な効果・効用及び波及効果(特に、社会技術研究開発の進展への貢献)

## ウ その他

なお、ア、及びイに関する具体的評価基準並びにウについては、評価者である外部専門家がRISTEXと調整の上決定することとなっている。

評価に先立ち、研究開発終了後一定期間を経過した後、研究開発成果の発展状況や活用状況、参加研究者の活動状況についてプロジェクトの追跡調査を行い、その結果等をもとに評価を行うこととなっている。

### プログラム評価

研究開発領域・プログラムの評価としては、プログラムの設定前に実施する事前評価、プログラム期間が5年を超える場合にプログラム開始後3～4年程度を目安に実施される中間評価、プログラムの終了後できるだけ早い時期に実施される事後評価がある（第2章第2節）。

表 61 プログラム評価の時期別の比較

評価時期	評価目的	評価者及び手続き
事前評価	研究開発プログラムの設定に資すること。	評価者は社会技術研究開発主監会議。RISTEXの行う調査の結果に基づき総括が作成したプログラム案を対象に実施。
中間評価	研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資すること。	評価者は領域評価委員会。被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により実施。
事後評価	今後の研究開発成果の展開及び事業運営の改善に資すること。	評価者は領域評価委員会。被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により実施。

関連情報(参照先等)

- 科学技術振興機構・社会技術研究開発センター  
(<http://www.ristex.jp/index.html>)

### 1.4.3 国際科学技術協力プログラム (SATREPS)

#### (1) 制度の運営方法・体制

##### 目的

国際科学技術協力プログラム(以下、SATREPS)は、(独)科学技術振興機構(JST)と(独)国際協力機構(JICA)が共同で実施している、地球規模課題の解決のための日本と開発途上国の研究者が共同で研究を行う研究プログラムである。

本プログラムの対象となる地球規模課題については、一国や一地域だけで解決することが困難であり、国際社会が共同で取り組むことが求められている、地球温暖化や感染症対策等のグローバルな課題であり、途上国等のローカルニーズに基づく社会実装の構想を有する国際共同研究開発が対象である。また、当該プログラムは、JSTとJICAが連携・実施するプログラムであることから、人材育成を含めた課題を総合的に対処する能力、科学技術力の向上も掲げている(キャパシティ・ディベロップメント)。



図 11 SATREPS プログラムの狙い

##### 対象分野

SATREPSの研究分野は、文部科学省が設定し、JSTはプログラム全体の運営統括(プログラムディレクター:PD)、各研究領域における研究推進のとりまとめ研究主幹(プログラム・オフィサ:PO)、各分野の研究領域の具体化を行う。

当該プログラムで対象としている分野は、環境・エネルギー分野(低炭素エネルギーを含む)、生物資源分野、防災分野、感染症分野である。なお、研究分野・領域が複数にまたがる研究課題については、境界領域の研究課題として提案を受け付けている。

表 62 SATREPS プログラムにおける研究開発分野等

プログラム	研究分野(領域)	内容
国際科学技術協力プログラム	環境・エネルギー分野 「地球規模の環境問題の解決に資する研究」	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 気候変動への適応・その緩和に資する研究</li> <li>■ 安全な水の確保、処理に資する研究</li> <li>■ 化学物質リスクの安全管理に資する研究</li> <li>■ 循環型社会の構築に資する研究(有用資源の回収、再利用を含む)</li> <li>■ 生態系・生物多様性の保全・修復(バイオレメディエーションを含む)に資する研究</li> <li>■ 大規模災害による環境の劣化・破壊の復元・修復に資する研究</li> <li>■ 都市における環境保全・環境創造に資する研究</li> </ul>
	環境・エネルギー分野 「低炭素社会の実現に向けた研究」	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 自然エネルギーもしくは新エネルギーの利用(バイオマスのエネルギー利用を含む)に関する研究</li> <li>■ エネルギーの高度利用、省エネルギー、CO2の分離・貯蔵等に関する要素技術、システム化、シミュレーション等の基盤技術の研究</li> <li>■ 相手国の産業、運輸、民生等に係るエネルギーシステムの最適化・効率化(スマートコミュニティを含む)に資する研究</li> </ul>
	生物資源分野 「生物資源の持続可能な生産・利用に資する研究」	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 生物資源の持続的生産に資する研究開発(植物・動物・海洋生物等の資源管理・育種・栽培技術などを含む)</li> <li>■ 生物資源の評価・利用技術に関する研究(天然物を元にした創薬など生物多様性の利活用などを含む)</li> </ul>
	防災分野 「開発途上国のニーズを踏まえた防災科学技術」	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地震・津波・火山噴火・地すべり等の自然現象の観測を通じた災害メカニズムの解明等に関する研究開発</li> <li>■ 災害情報を収集・整理し、効果的に提供・利用するための研究開発(IT 利用技術開発を含む)</li> <li>■ 地震・津波・火山噴火・洪水・干ばつ・地すべり等の自然災害に対する被害軽減方策に関する研究開発</li> <li>■ 都市における大規模災害(水害、火災、地震、化学プラント事故等)に対する被害軽減方策に関する研究開発</li> </ul>
	感染症分野 「開発途上国のニーズを踏まえた感染症対策研究」	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高病原性鳥インフルエンザ/豚インフルエンザなどの人獣共通感染症に関する研究開発</li> <li>■ HIV/エイズ、マラリア、デング熱、結核等の新興・再興感染症の診断、予防、治療等に関する研究開発</li> </ul>

助成対象

助成の対象は、国際科学技術協力研究における国内の研究費、相手国側での研究に係る国内研究者側の経費等が対象である。JST、JICA からの資金の性格については、後述する。

表 63 JST と JICA の支給経費の分類

経費	JST	JICA
日本国内での研究費		
相手国以外での研究費(第三国出張等)		
相手国内での研究費(研究活動経費、調達機材等)		
相手国側研究者の日本への招へい旅費		
日本側研究者の日本と相手国間の移動経費		

#### 予算および助成額

SATREPS プログラムにおける研究開発資金は、JST から日本国内での研究開発費を委託研究費として採択プロジェクト当たり、年間 3600 万円程度(間接経費を含む)を支給している。採択プロジェクトが 5 年計画であれば、総額で 1 億 8000 万円程度になる見込みである。相手国内に必要な経費は、JICA の技術協力プロジェクトの枠組みで実施し、技術協力プロジェクトの実施に必要な日本側の専門家派遣、機材供与、相手国側の招へい、調査団派遣等についての経費が、JICA にいよる詳細計画策定調査等を経て決定される。なお、研究開発プロジェクトの相手国側に係る負担については、自助努力とし、原則として相手国側の負担としている。

#### 運営管理体制

プログラムの運営管理にあたっては、前述のとおり、文部科学省が地球規模の解決のために特に重要なものとして推進すべき研究分野を設定し、JST がプログラム全体の運営のとりまとめを行う運営統括(プログラムディレクター:PD)、各研究領域における研究推進のとりまとめを行う研究主幹(プログラムオフィサー:PO)、研究分野・研究領域を設定している。

#### 制度の仕組み

SATREPS プログラムは、前述のとおり、(独)科学技術振興機構(JST)と(独)国際協力機構(JICA)が連携して、地球規模課題を対象とする開発途上国との国際共同研究に対して資金配分を行っている制度である。

資金配分の方法は、日本国内外に必要な研究費について、JST が委託研究費を支援し、途上国等の相手国内に必要な経費(機材の供与、日本側研究者の現地研究費支援等)は JICA の技術協力プロジェクトの枠組みで実施する。このため、JICA からの支援分については、研究開発に必要となるものに限定され、相手国側の研究人件費、事務所借上費、消耗品、供与機材の運用・維持管理費、相手国側研究者国内旅費等は相手国側の負担で、研究施設・設備、カウンターパートの配置、ローカルコストの負担も相手国側の自助努力を求めている。

プロジェクトの規模は、JST-JICA の共同プログラムの場合、1 課題あたり 1 億円程度/年であり、JST 単独プロジェクトでは 1 課題あたり 3800 万円程度/年である。

国際共同研究の期間は、原則として 3~5 年であり、提案課題の条件付採択後、技術協力プロジェクトの実施内容の合意のための討議議事録(R/D: Record of Discussions)、研究機関 当事者 間で共同研究に関わる合意文書(MOU: Memorandum of Understanding)の署名前であっても、研究準備のための日本側の研究費については、JST から委託研究

費を執行することが可能としている。

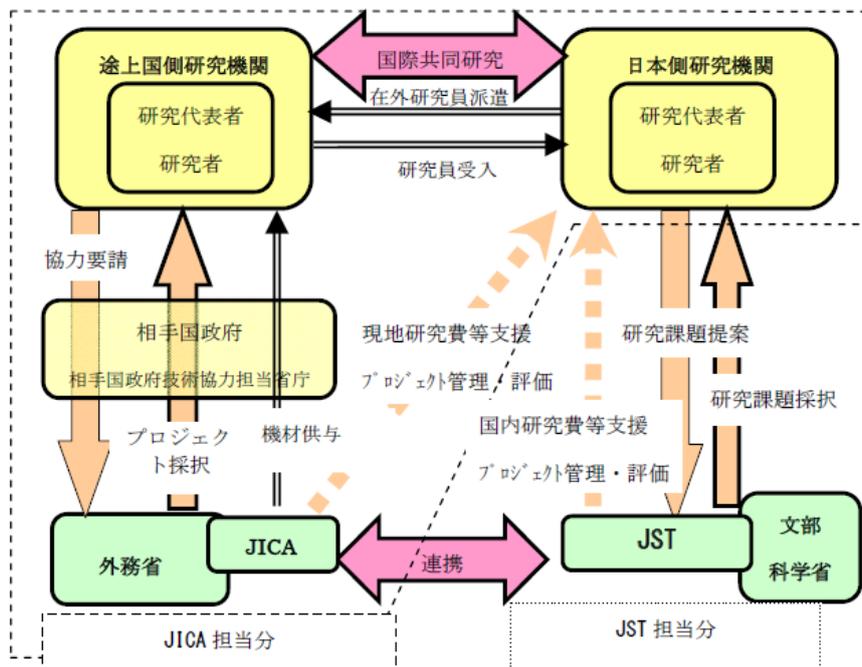


図 12 JST-JICA による実施の枠組み

平成 25 年度の公募では、変更点として、成果の社会実装への道筋を明確なものとするため、産学官連携による提案を歓迎しているほか、既存課題に類似した提案の排除を掲げている。

評価プロセスについては、採択後、JST 側では研究課題の進捗・成果等について、中間評価、終了時評価（事後評価）、課題終了して後の追跡評価が行われる。また、JICA 側では技術協力プロジェクトとして中間レビュー、終了時評価（事後評価）、事後評価調査フォローアップが行われる。

また、国際共同研究の実施に際しては、相手国研究機関等と JICA との間で、技術協力プロジェクトの実施内容の合意のための討議議事録（R/D）、研究機関 当事者 間で共同研究に関わる合意文書（MOU）が、JST の委託研究契約書と整合する内容で署名される。

## （ 2 ）各種評価（事前・中間・事後・追跡評価）の方法

### A) 採択評価

国内の大学、研究機関等に所属する研究者を対象に、研究領域ごとに研究提案の募集を実施し、研究主幹（P0）および外部の有識者で構成される審査委員会（ピアレビュー）にて研究課題の選定を行う。

採択評価のプロセスは、JST での公募選考、JICA での技術プロジェクトとしての検討の 2 つが行われる。JST 側の選考プロセスは、外部有識者で構成される審査委員会により書類選考と面接選考を実施している。JICA の技術プロジェクトとしての検討では、相手国側から国際共同研究プロジェクトの要請という形式で行われることから、提案者は相手国側研究者と共同研究内容を調整し、かつ相手国の研究機関から技術協力担当省

庁を通じて技術協力の要請が日本の外務省宛てに必要となる。

採択は、JST による研究課題の選考と、JICA による技術協力プロジェクトの採否の検討プロセスを経て決定される。JST、JICA のいずれも採択に値すると判断された場合に、プロジェクト化される。

公募要領で示されている提案研究の選考の観点は、下記の通りである。

ODA の視点	(相手国ニーズ、日本の ODA の方針の整合性)
科学技術的価値	(地球規模課題の解決のための新たな技術開発および知見の獲得)
社会実装の道筋	(相手国側の活動の道筋、他地域や市場への普及の道筋)
日本のメリット	(日本の科学技術の相手国及び世界への効果、プレゼンス向上)
両国の実施体制	(研究組織体制、相手国側で供与機材の維持管理・研究の展開)
計画の妥当性	(研究のコストパフォーマンスも考慮された適切な研究計画)
代表者の資質	(研究代表者が JICA 技術協力 PJ における総括責任者の意思・熱意)

#### B) 継続評価・終了評価・追跡評価

中間評価、事後評価の枠組みについては、当該制度は、JST と JICA の双方から資金拠出している枠組みであることから、それぞれで中間評価、事後評価等の評価を実施している。JST の中間評価および終了時評価、JICA の技術協力プロジェクトの枠組みでの中間レビューおよび終了時評価と同じ位置づけである。

また、追跡評価に向けては、JST 側では国際共同研究の終了後一定期間を経過した後、研究成果の発展状況や活用状況、参加研究者の活動状況等について追跡調査を実施する。これらの追跡調査結果等を基に、JST または JICA が選任する外部の専門家が追跡評価を行う。なお、JICA の技術協力プロジェクトの枠組みでは、追跡評価のことを「事後評価」と呼称している。

##### (中間評価)

中間評価は、課題の実施期間が5年以上の場合において、課題開始後遅くとも3年程度の時期を目安として実施する。なお、5年未満の研究についても、評価者の方針に基づき中間評価を実施することが可能としている。JST 側の主な評価項目については、次のとおりである。

表 64 JST の評価項目

JST 評価項目	主な視点(案)	備考
プロジェクト(研究課題)のねらい	地球規模課題解決に資する重要性 科学技術・学術上の独創性・新規性	研究内容に変更があれば評価
国際共同研究目標の達成	プロジェクト期間中の成果目標の達成度と成果内容	中間評価、終了時評価で実績に基づき評価
国際共同活動の運営体制	研究運営体制 研究費管理 コンプライアンス	中間評価、終了時評価で評価
科学技術の発展と今後の展望	地球規模課題並び相手国側への科学技術向上への貢献 知的財産、論文・学会発表等(投稿先、引用数)、成果品等 科学技術的成果の重要性(国内外の類似研究との質的比較) 日本における科学技術の今後の展開・発展性 日本の研究手法・制度・規格の普及など日本の科学技術がもたらした影響・効果 日本人人材の育成(若手、グローバル化対応)	終了時評価、追跡評価で評価  中間評価で見込みを含め評価
成果の活用・普及 持続的研究活動等への貢献	人的交流の構築(留学生、研修、若手の育成) 相手国側研究機関あるいは研究者の自立性・自主性 社会実装、政策等への反映 成果を基とした研究・利用活動の持続的発展	終了時評価、追跡評価で評価  中間評価で見込みを含め評価

(事後評価)

終了時評価(事後評価)は、全研究課題を対象とし、国際共同研究終了日から3~6カ月前を目途に実施する。

審査委員

評価は、外部有識者等の国内領域別委員による評価会で、絶対評価で行われている。「インドネシアにおける地震火山の総合防災策」の事後評価では、4名の評価委員と外部有識者1名が参加している。また、「ブータンヒマラヤにおける氷河湖決壊洪水に関する研究」の事後評価では、5名の評価委員と外部有識者1名が参加している。

関連情報(参照先等)

- 科学技術振興機構・地球規模課題対応国際科学技術協力(SATREPS)  
(<http://www.jst.go.jp/global/index.html>)

#### 1.4.4 NEDO：先導的産業技術創出事業（若手研究グラント）

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（「NEDO」）の競争的資金制度である「先導的産業技術創出事業（若手研究グラント）」は、平成23年度に「産業技術研究助成事業（若手研究グラント）」（平成12年度より公募実施）の事業内容を見直し、名称変更したものである。

##### （1）制度の運営方法・体制

###### 目的

本制度の目的は、産業技術力強化の観点から、大学・研究機関等の若手研究者（個人又はチーム）が取り組む産業応用を意図した研究開発を助成することにより、産業界及び社会のニーズに応える産業技術シーズの発掘・育成や産業技術研究人材の育成を図ること、また、産学官連携の集中拠点において、連携する研究拠点と協働して行う、試作・実証、性能評価などの研究開発を助成することにより、実用化を効率的かつ効果的に推進することである。

また、これにより、産業技術力強化と新規産業創造に資するのみならず、産業、民生業務、民生家庭、運輸の各部門における最終エネルギー消費量の低減、新エネルギーの導入、我が国の一次エネルギー供給に占める石油依存度及び運輸部門における石油依存度の引き下げに資することも目的としている。<sup>8</sup>

###### 対象分野

我が国の産業技術力強化に資するため、大学・国立研究所・独立行政法人・公設試験研究機関等（「大学・研究機関等」）において取り組むことが産業界から期待される技術領域・技術課題を提示した上で、大学・研究機関等の若手研究者が実施する優れた研究開発テーマに対して助成金を交付している。<sup>9</sup>

以下のように、「拠点連携研究」及び「課題解決研究」の2つの分かれ、平成23年度の公募では、それぞれ「グリーン・イノベーション」分野に係る研究テーマが募集された（平成24年度の募集はなし）。

###### （a）拠点連携研究

若手研究者（個人又はチーム）がこれまで取り組んできた研究成果が実用化・事業化に移される可能性を持つ研究について、実用化を効率的かつ効果的に推進するために、連携する研究拠点と協働し、試作・実証、性能評価等を行うことに対し助成する。

###### （b）課題解決研究

若手研究者がこれまで取り組んできた基礎研究の成果を踏まえ、さらに研究を発展させることにより、研究成果が具体的な産業技術ニーズの解決に資する実用化・事業化に移される可能性を持つ目的指向型基礎研究、又は応用研究に対し助成する。

<sup>8</sup>NEDO 技術開発推進部、「『先導的産業技術創出事業』（若手研究グラント）基本計画」1.(1) 制度の目的。

<sup>9</sup>『先導的産業技術創出事業』（若手研究グラント）基本計画」(3) 制度の内容。

#### 助成対象

助成対象は、大学・研究機関等に所属する個人又は研究チームである。「拠点連携研究」の研究代表者は、大学・研究機関等に勤務する45歳未満の研究者、「課題解決研究」の研究代表者は40歳未満の研究者であることが必要である。研究代表者は、日本国内に在居の必要があるが、研究分担者については、海外の大学・研究機関等に所属していても助成対象となる。

助成対象となる研究の段階は、研究者がこれまで取り組んできた基礎研究の成果（技術シーズ）を踏まえ、さらに研究を進展させることにより、研究成果が実用化・事業化に移される可能性を持つ目的指向型の創造的な基礎研究（産業技術シーズの発掘に資する新たな知識を得るための理論的又は実験的研究）又は応用研究（基礎研究成果の応用のための研究）である。<sup>10</sup>

#### 助成期間および助成額

「拠点連携研究」の助成期間は1年、「課題解決研究」は4年、2年である。ただし、必要に応じて延長する場合がある。

「課題解決研究」の研究開発期間4年（中間評価ゲート方式）のステージ（前半2年）では、産業応用に向けた課題解決につながることを目標設定し、育成する期間とし、ステージ（後半2年）では、企業との共同研究につながるように目標設定し、育成する期間としている。「課題解決研究」の研究開発期間2年間のテーマは、企業との共同研究につながるように目標設定することが必要である。

助成額は、表に示す通りである。

表 65 研究開発テーマの規模・助成率

区分	分野	直接経費(上限)/助成期間	間接経費	助成率
A	拠点連携研究(グリーン・イノベーション)	3,000万円/1年	直接経費の30%相当額	100%
B	課題解決研究(グリーン・イノベーション)	5,000万円/4年 ・ステージ I: 2,500万円/2年 ・ステージ II: 2,500万円/2年 または、3,000万円/2年	直接経費の30%相当額	100%

出典：NEDO 技術開発推進部、「平成 23 年度実施方針」

#### 予算

平成 24 年度の事業規模は、16.5 億円である。<sup>11</sup>

平成 20 年度以降の実績額の推移は、平成 20 年度は 46.2 億円、平成 21 年度は 43.57 億円、平成 22 年度は 26.28 億円、平成 23 年度は 26.76 億円だった(いずれも実績額)。<sup>12</sup>

<sup>10</sup> NEDO 技術開発推進部、「H24 年度実施方針」。

<sup>11</sup> 「産業技術研究助成事業（若手研究グラント）」にて採択し実施中の助成事業も含む。

<sup>12</sup> NEDO 技術開発推進部、「平成 24 年度実施方針」。

### 運営管理体制

制度の管理・執行に責任を有する NEDO は、経済産業省と密接な関係を維持しつつ、本制度の目的及び目標に照らして適切な運営管理を実施する。また、必要に応じて、外部有識者等の意見を運営管理に反映させる。

具体的に運営管理を実施するのは、研究開発テーマの公募・採択と、研究開発テーマの評価についてである（これらの内容については、次項の評価についての説明を参照）。

### 制度の仕組み

大学・研究機関等において取り組むことが産業界から期待される技術領域・技術課題を NEDO が提示した上で、大学・研究機関等の原則若手研究者から研究開発テーマを公募し、優れた研究開発テーマに対して助成金を交付する。

## （２）各種評価（事前・中間・事後・追跡評価）の方法

NEDO は「先導的産業技術創出事業（若手研究グラント）」に関して、事前（採択時）、中間、事後、追跡評価に加え、制度の評価を実施している。<sup>13</sup>

### 事前評価

「先導的産業技術創出事業費助成金交付規程」では、交付対象の選定基準として以下を掲げている（第 6 条）。

- 一 研究テーマを的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
- 二 研究テーマに係る経理その他の事務についての確な管理体制及び処理能力を有すること。
- 三 当該研究者等が遂行する研究テーマが、産業界から取り組むことが期待される基礎又は応用研究を行うものであること。
- 四 当該研究者等が遂行する研究テーマが、独創的かつ革新的なものであること。
- 五 当該研究者等が遂行する研究テーマが、具体的計画を有し、実現性が高く、実施可能な計画であること。
- 六 当該研究者等が遂行する研究テーマが、産業に応用される実現性が高いこと。

選定は、これらの選定基準に基づき、研究開発提案書の要件審査、外部専門家による事前書面評価（ピアレビュー）等による一次審査及び審査委員会での二次審査を経て、プログラムディレクターが研究開発テーマの採択候補の案を策定し、契約・助成審査委員会において採択テーマを決定する。<sup>14</sup>

また、選定に当たっては、我が国の産業競争力の強化やエネルギー・環境問題解決等の政策目的に即したテーマの選定を適切に行うため、以下に留意するとともに、我が国の競争的な研究開発環境の醸成等研究開発システムの改革にも資するように努めるものとされている。

<sup>13</sup> 「先導的産業技術創出事業費助成金交付規程」、平成 23 年 3 月 25 日、平成 22 年度規程第 46 号。第 25 条。

<sup>14</sup> 「先導的産業技術創出事業」（若手研究グラント）基本計画」。2. (2) 制度の運営管理。

- ・テーマの選定に当たっては、基礎的なものから、広範な産業への波及効果が期待できるものまで、将来の産業技術シーズとして広くポテンシャルを有するテーマを採択する。
- ・所属機関や経歴・業績などにとらわれず、若手研究者や地方の大学・研究機関の優れた提案も積極的に発掘する。その際、配分先の不必要な重複や過度の集中排除に努めるものとする<sup>15</sup>

#### 中間評価

研究開発期間が4年の場合、2年目の半ばに外部有識者による中間評価を実施する。特に、中間評価ゲート方式を導入するとして採択した研究テーマについては、中間時点での評価結果が一定水準に満たないテーマについては、ステージをもって終了とする。<sup>16</sup> 評価項目・基準は以下の通り。

表 66 中間評価の評価項目・基準

評価項目	評価内容
研究進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間目標と比較して、研究進捗は順調か。</li> <li>・最終目標の達成は見込めるか。</li> <li>・遅れている場合は対策が実施（検討）されているか。</li> </ul>
成果発表・特許	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特許等の出願、成果の発表は研究内容を踏まえ適切に行われているか。</li> <li>・権威ある査読付き論文、受賞等、顕著な実績があるか。</li> </ul>
実用化の見通し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実用化イメージが明確か。</li> <li>・実用化に向けた課題認識、アプローチは適切か。</li> <li>・成果は、他の競合技術と比較して優位性があるか。競合技術の把握・分析ができているか。</li> <li>・民間企業との適切な連携がなされているか。</li> </ul>
総合評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さらなる研究の発展可能性を含め、継続を推薦するか。</li> </ul>

出典：平成24年度実施方針、5.3 (1)

#### 事後評価

研究開発期間終了後に、外部有識者による事後評価を実施し、結果を公表する。評価項目・基準は以下の通り。

<sup>15</sup> 「先導的産業技術創出事業」(若手研究 Grant) 基本計画。1 (2) 制度の目標。

<sup>16</sup> 「平成24年度実施方針」、5.3 (2) 中間評価。

表 67 事後評価の評価項目・基準

評価項目	評価内容
目標の達成度	・ 成果は目標値をクリアしているか。
成果の意義・波及効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成果には新規性・独創性・革新性があるか。</li> <li>・ 成果は、企業との連携に至るなど、その後の展開が図れるものとなっているか。</li> <li>・ 成果は、世界的に見て高い水準にあるか。</li> <li>・ 成果は、新たな技術領域を開拓することにつながるか。</li> <li>・ 投入された予算に見合った成果が得られているか。</li> <li>・ 成果は関連分野への技術的波及効果及び経済的波及効果を期待できるものか。</li> <li>・ 研究の実施自体が当該分野の研究開発を促進するなどの波及効果を生じているか。</li> </ul>
特許・成果発表	・ 特許等は適切に出願されているか。
成果の実用化可能性	・ 産業技術として実用化・事業化に結びつく可能性があるか。

出典：平成24年度実施方針、5.3 (1)

#### 制度評価

NEDOは、政策的観点から見た制度の意義、目標達成度、将来の産業への波及効果、効果的な制度運営等の観点から、制度評価を制度評価指針に基づき、原則、内部評価により隔年度、実施することとしている。また、平成21年度から起算して原則、5年毎に、制度評価を外部評価により実施する。制度評価結果を踏まえ必要に応じて制度の拡充・縮小・中止等見直しを迅速に行うこととしている。<sup>17</sup>

#### 関連情報(参照先等)

- NEDO：先導的産業技術創出事業（若手研究 Grant）〔旧〕産業技術研究助成事業（若手研究 Grant）]  
[（http://www.nedo.go.jp/activities/CA\\_00190.html）](http://www.nedo.go.jp/activities/CA_00190.html)

<sup>17</sup> 「先導的産業技術創出事業」（若手研究 Grant）基本計画」4.4. 制度評価に関する事項。

## 2. 追跡調査アンケート調査票

### 環境省競争的資金制度に係る追跡調査票

1. 「国の研究開発に関する大綱的指針」(平成20年10月)では、課題研究の終了後、一定の時間を経過してから、追跡評価を実施することとしています。環境省は追跡評価の一環として追跡調査を実施しています。  
本アンケートは環境省競争的資金制度の助成を受けて実施された平成20年度終了の研究・技術開発課題(以下、研究課題と表記)を対象とする追跡調査の一環として、環境省の業務請負先である(財)未来工学研究所が実施いたします。いただいたご回答は業務報告書の一部として公開されますが、回答者が特定されないように配慮いたします。
2. 質問の回答には選択肢を設け、択一式のもの(選択肢の先頭が )と、複数選択可能なもの(選択肢の先頭が )、また、内容・理由を記入していただくものがあります。内容・理由の記入の設問では、できるだけ具体的な内容・理由の記入をお願いします。
3. 実績に関連する設問においては、可能な場合は、論文、雑誌記事、新聞等のコピーを調査票に添付してください。なお、PDFファイルなど電子ファイルに変換できない場合は、下記お問い合わせ先までe-mailでお知らせください。
4. お忙しいところ恐縮ですが、12月17日(月)までに、回答済み調査票の電子ファイルを電子メールに添付し、担当者メールアドレス宛にご送信ください。できれば電子ファイルで返送いただきたいのですが、都合により紙面に回答された方は担当者宛に郵送又はFAXでお送りください。
5. 以下の表には弊所で把握した課題研究に関する情報をあらかじめ記入しておりますが、不明な情報は空欄としております。ご回答者におかれましては、空欄の情報がおわかりでしたら、お手数ですが、ご記入いただけますようお願いいたします。
6. 同一の競争的資金で、過去に複数の課題を実施されたことがある場合、回答いただく課題をお間違えにならぬよう、以下の表における実施期間・課題名をよくご確認いただきますようお願いいたします。

(お問い合わせ先)  
135-8473 東京都江東区深川2-6-11 富岡橋ビル  
TEL 03-5245-1015 FAX 03-5245-1062  
e-mail follow@ifeng.or.jp

表)アンケートご回答者

所属機関	
所属部署	
役職	
氏名	
電話番号	
FAX番号	
e-mail アドレス	

競争的資金制度	
研究課題名	
サブテーマ	
課題代表者氏名	
実施時所属・役職	
研究期間(年)	
研究予算総額(千円)	

以下は、環境省競争的資金制度(以下、競争的資金制度)の助成を受けて実施された研究課題の成果の活用状況に関する設問です。競争的資金制度を利用された方々に成果の活用状況の実態を伺い、競争的資金制度の効果を検討する参考資料とさせていただきます。また、本追跡調査の結果については、競争的資金制度の企画委員会に報告するなど、制度の改善のための参考とさせていただきます。

なお、「課題研究」とは、課題代表者が環境省競争的資金により実施し、平成20年度に終了した研究を指します。課題研究について、以下の設問にお答えください。

#### ご回答上の注意

- ・研究代表者の方にお伺いします。
- ・択一式の選択肢は、複数選択が可能な選択肢は が文頭に付いています。それぞれマウスでクリックしてください。
- ・該当しないとされる設問には、回答を空欄のまま、次の設問にお進みください。
- ・回答欄の行の高さ(縦方向)は、ご回答しやすいように広げることができます。

### 1 課題研究について

実績に関連する設問においては、可能な場合は、論文、雑誌記事、新聞等のコピーを調査票に添付してください。なお、PDFファイルなど電子ファイルに変換できない場合は、下記お問い合わせ先までe-mailでお知らせください。

Q1. 課題研究は以下のどの分野に属しますか？

- 製品開発・技術開発分野
- 環境研究・調査分野(社会科学分野を含む)
- どちらにも当てはまる
- その他(下の枠内にご記入下さい)

Q2. 競争的資金を活用した課題研究の意義や主たる成果について、どのようなことがアピールできるでしょうか。一般の人たちにもわかるように、具体的にご記入ください。

Q3. 課題研究の参画者数が、最大規模になったときの人数を以下にご記入ください(サブテーマを含む)。

名

### 2 課題研究の成果の活用状況について

次に、課題研究の成果がどのように活用されているかについてお伺いします。課題研究の成果の**実用化の状況**、**市場等への波及**、**環境政策への反映**、**及びその他の環境保全への貢献**等に関して、設問にお答えください。

#### 課題研究の成果の実用化および市場等への波及について

(Q1にて製品開発・技術開発分野の方、どちらにも当てはまると回答した方にお尋ねします)

Q4. 課題研究の成果は国内外で活用(実用化)されましたか？ 活用される見込みですか？

\*Q4では、特に課題研究の成果の活用状況(実用化の有無)および市場等への波及についてお伺いします。  
以下で用いる「活用(実用化)」とは、研究開発の成果が製品・サービスとして、または製品・サービスに組み込まれて実用化(装置、システム、モデル、プログラム等)を利用可能な状態とすること、製品化等商品として経済価値を有することされた場合のみならず、市場に何らかの影響を与えた場合が該当します。

- 活用(実用化)されている Q4\_SQ2(2-1、2-2)へ
- 活用(実用化)される見込みである Q4\_SQ2(2-1、2-2)へ
- 活用(実用化)の予定・見込みはない Q4\_SQ1へ
- その他(下の枠内にご記入下さい)

Q4\_SQ1 Q4で課題研究の成果について「活用(実用化)の予定・見込みがない」と回答された方は、その理由をいくつでも選んでください。

- 研究開発資金の継続が困難
- 競合技術の出現
- コストが低くならなかった
- 社会情勢、環境に係わる情勢に変化があった
- その他(下の枠内にご記入下さい)

Q4\_SQ2-1 Q4で課題研究の成果について「活用(実用化)されている」、「活用(実用化)される見込みである」と回答された方に伺います。競争的資金を活用し技術開発した主たる成果は、現時点でどのような状況にありますか？

- 試作品段階
- 製品化段階(製品はどの段階ですか) →
- その他の段階(下の枠内にご記入下さい)

- 国内で広く普及
- 海外で広く普及
- 国内外で広く普及

該当がある場合には、以下にもチェックをお願いします。

■ ISOやIEC等の取得により標準化
■ 法令・ガイドラインなどで公定法に指定

Q4\_SQ2-2 Q4で課題研究の成果について「活用(実用化)されている」、「活用(実用化)される見込みである」と回答された方は、その成果(製品化、標準化、モデル化など)を以下に記入してください。また、活用(実用化)を裏付ける資料を記入してください。成果には他分野への波及や転用等も含めます。

	成果	活用(実用化) (見込み)時期	概要(裏付け資料)
例1	処理装置	2010年	汚泥や土壌等の無害化処理装置を実用化した(製品カタログ)
例2	評価モデル	2009年	課題研究で開発された 評価モデルは による環境影響を評価・検討する分野に利用されている(新聞 月 日掲載)
1			
2			
3			
4			
5			

6件以上ある場合は、追加回答シートにご回答ください。

課題研究の成果の環境行政への反映について

(Q1にて環境研究・調査分野の方、どちらにも当てはまると回答した方にお尋ねします)

Q5 課題研究の成果は国、地方自治体等の環境行政に反映されていますか？あるいは反映される見込みですか？

\*例えば、成果が法令・条例・行政計画・**ガイドライン**等に反映されること、審議会・国際会議の報告書等に反映(論文等によるIPCC等へのインプットを含む)されることなどです。

- 反映されている Q5\_SQ2へ
- 反映される見込みである Q5\_SQ2へ
- 反映の予定・見込みはない Q5\_SQ1へ
- 反映されているかどうかは不明 Q5\_SQ1へ
- その他(下の枠内にご記入下さい)

Q5\_SQ1 Q5で研究成果が環境行政に「反映の予定・見込みがない」と回答された方は、その理由をご記入ください。

- 環境行政に直接反映できるだけの成果に到達していない
- 成果自体が環境政策に直接反映するものではない
- 行政担当者との意思疎通が不十分
- 社会情勢、環境に係わる情勢に変化があった
- その他(下の枠内にご記入下さい)

Q5\_SQ2 課題研究の研究成果が環境行政に「反映されている」「反映される見込みである」と回答された方は、以下にその項目と具体的な内容をご記入ください。また、環境行政に反映されたことを裏付ける資料(HP、記事など)を記入してください。

\* 記入欄にある「反映の種類」については、該当する項目番号を下表を参考に記述してください。

行政単位\反映の対象	法令・条例・行政計画・ガイドライン等	報告書
国	1	2
都道府県	3	4
市町村	5	6
国際	7	8 (例:IPCC報告書への掲載)

	反映の種類	反映時期	具体的内容(裏付け資料)
例	1	2010年	河川行政分野において、 <input type="text"/> が環境モニタリング項目として採りあげられ、条例化された (URL) <a href="http://www.xxxxxx">http://www.xxxxxx</a>
例	2	2010年	検討会の報告書への記載 (URL) <a href="http://www.xxxxxx">http://www.xxxxxx</a>
1			
2			
3			
4			
5			

6件以上ある場合は、追加回答シートにご回答ください。

環境保全への貢献について  
 (Q1にて「環境研究・調査分野の方」、「どちらにも当てはまる」と回答した方にお尋ねします)

Q6 課題研究の成果は環境保全に貢献していますか? あるいは貢献する見込みですか?

- すでに貢献している Q6\_SQ2へ
- 将来、貢献する見込みである Q6\_SQ2へ
- 貢献の予定・見込みはない Q6\_SQ1へ
- その他(下の枠内にご記入下さい)

Q6\_SQ1 Q6で環境保全への「貢献の予定・見込みはない」と回答された方は、その理由をご記入ください。

- 環境保全に直接貢献できるだけの成果に到達していない
- 環境保全への貢献が直接的な目的でない
- 貢献するための手段・方法がわからない
- 貢献したいが、有用性を理解してもらえない
- その他(下の枠内にご記入下さい)

Q6\_SQ2 課題研究の研究成果が環境保全に「すでに貢献している」「将来、貢献する見込みである」と回答された方は、以下にその分野と具体的な内容をご記入ください。また、環境保全への貢献を裏付ける資料(HP、記事など)を記入してください。

**\*環境保全への貢献の種類**

(1.脱温暖化社会の構築 2.廃棄物・循環型社会形成 3.自然共生 4.安全の確保(リスク管理、環境汚染対策) 5.その他)

	貢献の種類 (複数同時回答可)	貢献時期	具体的内容(裏付け資料)
例	8	2010年	本研究の応用として、電子基板から有用な金属を取り出してリサイクルするプロセスが始まった(新聞 月日掲載)
1			
2			
3			
4			
5			

6件以上ある場合は、追加回答シートにご回答ください。

成果活用のための環境省の取組や努力について

Q7 課題研究の成果が環境行政への反映や環境保全に役立つためには、環境省からどのような取組が必要と思われますか？

Q8 Q7とは逆に、課題研究の成果が環境行政への反映や環境保全に役立つためには、研究者としてどのような努力が必要と思われますか？

3 課題研究終了後の展開状況について

終了後の展開とは、課題研究終了後に実施した課題研究に関連する継続的な研究の実施状況のことを指します。

課題研究の展開状況

Q9 課題研究終了後の研究は現在、どのような状況ですか？

- 課題研究とほぼ同じ目的、目標に向けて、研究を継続している Q9\_SQ2へ
- 課題研究から派生・発展した研究を実施している Q9\_SQ2へ
- 課題研究終了後、研究を中止・終了した Q9\_SQ1へ
- 課題研究終了時に研究は中止・終了した Q9\_SQ1へ
- その他(下の枠内にご記入下さい)

Q9\_SQ1 Q9で研究を「中止・終了した」と回答された方は、その理由を下記から選んでください。

- 当初の目的、目標を達成した
- 研究資金が続かなかった
- 目標、目的達成の見込みが立たなかった
- 状況の変化により、目的、目標の重要度が低下した
- 他に興味のあるテーマがあった
- その他(下の枠内にご記入下さい)

Q9\_SQ2 Q9で研究を「継続している」、「派生・発展した研究を実施している」と回答された方は、環境省の競争的資金制度による研究終了後に、研究を継続、または派生・発展した研究を実施できた理由・環境の競争的資金により実施された課題研究との違いをご記入ください。

研究資金の確保について

Q10 課題研究終了後に関連する継続的な研究を実施された方(その後に中止・終了した方を含みます)にお伺いします。継続的な研究のための資金はどのようにして得られましたか?(複数選択可)

- 公的な競争的資金あるいは民間の競争的資金を得た
- 所属する機関から研究資金を得た
- 他機関との共同研究により研究資金(競争的資金以外)を得た
- 外部から寄附金を得た
- その他(下の枠内にご記入下さい)

Q10\_SQ1へ

ここでいう「公的な競争的資金」とは、政府、独立行政法人から提供される競争的資金(例:科学研究費補助金等)であり、「民間の競争的資金」とは企業や団体等(例:トヨタ財団課題研究プログラム等)から提供される競争的資金です。

Q10\_SQ1 得られた競争的資金の内容を記入してください。

資金の種類(1.公的(国内)な競争的資金 2.公的(海外)な競争的資金 3.民間(国内)の競争的資金 4.民間(海外)の競争的資金 5.その他)

資金の種類	競争的資金名称(提供元)	課題研究名	研究期間	金額(千円)
1	科研費特定領域(文部科学省)	の観測による分布測定	H19-H21	90,000
1				
2				
3				
4				
5				

6件以上ある場合は、追加回答シートにご回答ください。

4 プロジェクト終了時と終了後一定期間を経た現在の評価

研究のステージについて

Q11 課題研究に関連する継続的な研究について、課題研究終了時と現時点のステージは下記のどの段階に該当しますか?(すでに中止・終了している方は中止・終了時のステージをお答えください。終了時と現在が同じステージでも結構です。)

	基礎		応用	普及・展開
	基礎研究 / 基礎調査等の段階	(目的基礎研究など中間段階)	(応用 / 実用化などの中間段階)	行政・報告書等への貢献 / モデル・技術・社会システム等の普及 / 製品開発の段階
課題研究終了時	●	●	●	●
現時点	●	●	●	●

課題研究終了時と終了後一定期間を経た現在における研究開発の環境について  
(競争的資金の寄与)

Q12 課題が終了して一定期間を経た現在から振り返って、「当該競争的資金制度が課題研究全体に与えた寄与」を評価するため、「1.もし当該競争的資金制度がなかったとしたら、課題研究全体のうち以下の要素について発展が見込まれたかどうか」、「2.実際に当該競争的資金を受けた現状における発展状況」についてそれぞれご回答ください。

回答はそれぞれ5つの選択肢から選択。【 全く発展しなかった、あまり発展しなかった、どちらともいえない、大きく発展した、期待以上に発展した】

【例】研究コミュニティ形成への寄与

ケース1:当該競争的資金制度がなければ、研究コミュニティの形成が難しかったであろうとした場合。  
研究コミュニティ形成への寄与 1. あまり発展しなかった 2. 大きく発展した

ケース2:当該競争的資金制度がなかったとしても研究コミュニティの形成があり得たと考えられる場合  
研究コミュニティ形成への寄与 1. 大きく発展した 2. どちらともいえない

ケース3:研究課題自体が当該競争的資金に関わらず、研究コミュニティの形成に寄与しない場合  
研究コミュニティ形成への寄与 1. あまり発展しなかった 2. あまり発展しなかった

1.仮に当該競争的資金の投入がなかった場合に想定される現状 2.当該競争的資金の投入を踏まえた現在の評価

当該課題研究の研究開発課題の克服、研究開発成果創出への寄与

- (無回答) ▼	- (無回答) ▼
-----------	-----------

研究コミュニティ形成への寄与

- (無回答) ▼	- (無回答) ▼
-----------	-----------

産学連携、産産連携、産学官連携への寄与

- (無回答) ▼	- (無回答) ▼
-----------	-----------

人材育成への寄与

- (無回答) ▼	- (無回答) ▼
-----------	-----------

研究活動の国際的な展開への貢献・寄与  
(途上国における貢献も含む)

- (無回答) ▼	- (無回答) ▼
-----------	-----------

5 課題研究や関連する継続的な研究の実績や波及効果について

論文等実績リストの作成について

課題研究終了後、課題研究や継続的な研究により発表された論文(査読有り)、総説・解説、口頭発表、招待講演、受賞歴、図書出版等について、下記の分類でリストを作成し、PDFやWord、Excel等の電子ファイルとしてアンケート回答とともに送ってください(事後評価資料に記載された論文等は除きます。未発表であっても、アクセプトされ、発表が確実な論文等を含みます。**分担課題(サブテーマ)がある場合は課題分担者の研究テーマを含めても結構です。**)

1. 査読有りの論文  
記入例)環境太郎, システムの開発,2008,環境工学会誌,vol.60,p.200-210
2. 総説・解説  
記入例)環境太郎,環境保全対策について,2009,環境工学会誌,vol.22,p.180-187
3. 口頭発表  
記入例) システムの運用,環境太郎,第 回環境工学会,2007年6月,東京
4. 招待講演  
記入例)「革新的 システムについて」,環境学会シンポジウム,2007年3月
5. 受賞  
記入例)環境学会奨励賞,2008年3月
6. その他(図書出版、研究報告書等)

論文等実績件数について

- Q13 論文等実績リストから、下記に各件数をご記入ください。  
 ・論文等については、本文が日本語のものと日本語以外(英語等)のものを区別してください。  
 ・口頭発表等については、**日本で行われた国際会議での発表は海外の実績に含めるなど、国際的な活動は海外の実績に含めてください。**  
 ・該当が無い場合は、「0」とご記入ください。

査読有りの論文件数 日本語:  件 日本語以外:  件

本競争的資金による研究成果であることを明記した論文件数 日本語:  件 日本語以外:  件

総説・解説の件数 日本語:  件 日本語以外:  件

口頭発表の件数 国内:  件 海外:  件

招待講演の件数 国内:  件 海外:  件

受賞件数 国内:  件 海外:  件

その他 国内:  件 海外:  件

- Q14 **課題研究の実施中、終了後を問わず、課題研究に関連する研究成果を示す代表的な論文、総説・解説等を下記に記載してください(5件以内)。**なお、記入の仕方はQ12の前の「論文実績リストの作成について」の記入例を参考にしてください。

記入例	環境太郎, システムの開発,2007,環境工学会誌,vol.60,p.200-210
1	
2	
3	
4	
5	

知的基盤の強化について

Q15 課題研究終了後、課題研究や継続的研究について、下記事例のような知的基盤の強化につながるような活動実績がありましたか？**分担課題(サブテーマ)がある場合は、課題分担者による活動も含めてお答えください。**

事例(1.人材育成 2.研究ネットワークの形成 3.関連学会等における研究会の発足 4.国際共同研究への参加 5.その他)

区分	事例の項目	具体的内容
例	● メインの課題 ● 分担課題	2 公的研究機関や企業との研究会を発足させた。
1	● メインの課題 ● 分担課題	
2	● メインの課題 ● 分担課題	
3	● メインの課題 ● 分担課題	
4	● メインの課題 ● 分担課題	
5	● メインの課題 ● 分担課題	

6件以上ある場合は、追加回答シートにご回答ください。

特許出願について

Q16 課題研究終了後、課題研究や継続的研究の成果から出願された特許について、出願状況別に件数をご記入ください。

- 1 出願した件数(外国出願を含む)  件
- 2 出願した特許のうち、審査中の件数  件
- 3 出願した特許のうち、登録された件数  件
- 4 出願した特許のうち、取り下げた件数  件
- 5 出願した特許のうち、実施許諾した件数  件
- 6 海外に出願した件数  件

Q17 代表的な出願特許とその状況を記入してください。

状況(1.出願中 2.公開 3.審査中 4.登録 5.実施許諾 6.海外出願中 7.海外公開  
8.海外審査中 9.海外登録 10.海外実施許諾 11.その他)

出願番号	出願人	発明の名称	状況
2006-	株式会社	を用いた測定装置	2
1			
2			
3			
4			
5			

6件以上ある場合は、追加回答シートにご回答ください。

#### 表彰等について

Q18 課題研究終了後、課題研究や継続的研究の成果による表彰等の実績がある場合、代表的な表彰実績とその内容を記入してください。

受賞者	賞名 / 受賞機関	受賞理由(業績)	受賞年
	学会賞 学会	気候変動メカニズムの解明	2010年
1			
2			
3			
4			
5			

6件以上ある場合は、追加回答シートにご回答ください。

**研究成果の評価すべき国際貢献の実績**

Q19 課題研究終了後、課題研究や継続的研究で評価すべき主な国際貢献の実績とはどのようなものがありますか？自由に記入ください。

- 国際的な規制・標準化に貢献
- 国際的な学術論文の執筆（共著を含む）、国をまたいだ共同研究の実施
- 途上国支援への貢献
- その他(下の枠内にご記入下さい)

**一般市民への情報提供**

Q20 課題研究終了後、課題研究や継続的研究について、下記のような媒体による一般市民への情報提供、啓発活動の実績がありますか？

媒体(1.新聞 2.テレビ・ラジオ 3.雑誌・書籍 4.講演・シンポジウム・市民講座 5.その他)

	媒体	時期	具体的内容、件数など
例	1	2010年	の影響について取材を受け、新聞に掲載された(新聞 月 日)
1			
2			
3			
4			
5			

6件以上ある場合は、追加回答シートにご回答ください。

Q21 研究成果が公開されているホームページがあれば、そのURLをご記入ください。

日本語版

英語版

6 事後評価時の指摘事項について

Q22 環境省の競争的資金による研究終了後の展開に際して、事後評価時の指摘事項はその後の研究を進める上で、役に立ちましたか。

- 大いに役に立った
- 役に立った
- どちらとも言えない
- あまり役に立たなかった
- 全く役にたたなかった

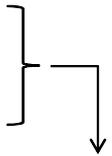
どのような点で役に立ちましたか / 役にたちませんでしたか。ご記入ください。

7 その他のご意見

Q23 その他、利用された競争的資金制度、本追跡評価等について、お気づきの点があれば、自由にご記入ください。

以上で終わりです。お忙しい中、協力ありがとうございました。

### 3. 個別調査課題選定票

ID	<p>評価と個別調査課題選定票(案)</p> <p style="text-align: right;">評価委員： 委員</p> <p>制度： 事業</p> <p>対象課題： 技術の開発</p> <p>課題代表者： 株式会社 役職 氏名</p> <p>回答者：</p>
<p>この評価により、個別調査(インタビュー調査)を行うべき研究課題を抽出します。 今年度については、特に優れた成果展開のある研究課題について、ヒアリングにより深掘りし、結果を競争的資金制度の成果として取りまとめることを予定しているため、研究成果の活用が十分に見られるものを中心に選定できればと考えておりますが、その他の観点からヒアリングすべき研究課題も含め、ご確認ください。</p>	
<p>1. 研究成果の活用状況について評価をお願い致します。評価の選択肢の をマウスでクリックして下さい(研究成果の活用状況には、課題研究終了時の研究を進展させ、後継研究として継続している場合も含みません)。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>成果の活用状況の評価</p> <p><input type="radio"/> A: 研究成果の活用が十分に見られる</p> <p><input type="radio"/> B: 研究成果の活用が概ね見られる</p> <p><input type="radio"/> C: 研究成果の活用があまり見られない</p> <p><input type="radio"/> D: 研究成果の活用が殆ど見られない</p> </div> <p>2. 過去の評価(事後評価)の妥当性についてご検討ください(選択肢の をマウスでクリックして下さい)。妥当でないとお考えの場合は、その理由をご記入ください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>過去の評価の妥当性</p> <p><input type="radio"/> 妥当である</p> <p><input type="radio"/> 妥当ではない(理由を下の枠内にご記入ください)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; height: 30px; margin: 5px 0;"></div>	
<p>個別調査(インタビュー評価)を行う研究課題選定のため、本研究課題についてインタビューの必要性をご検討下さい。</p> <p>・必要と思われた場合には、その理由を下記の選択肢からお選び下さい。</p> <p>・必要と思われた研究課題についてはインタビューを実施する際のポイント(どのような点をインタビューすべきか)をご記入下さい。</p>	
<p>3. インタビューの必要性(選択肢の をマウスでクリックして選択して下さい)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>インタビューの必要性</p> <p><input type="radio"/> 必要である(4.へお進み下さい)</p> <p><input type="radio"/> 必須ではないが、インタビューが望ましい(4.へお進み下さい)</p> <p><input type="radio"/> 必要はない(次の研究課題へお進み下さい)</p> </div> <div style="margin-left: 20px;">  </div>	

<p>4. 必要があるとした理由(当てはまる選択肢の をマウスでクリックして下さい。複数選択可)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事後評価結果及び研究成果の活用状況から、インタビューが必要な研究課題である</li> <li>■ 政策や環境保全への反映の視点からインタビューが必要な研究課題である</li> <li>■ 大規模な予算の活用や成果への寄与についてインタビューが必要である</li> <li>■ ハイリスク、独創的な研究への取り組み状況についてインタビューが必要である</li> <li>■ その他(下の枠内にご記入下さい)</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; height: 30px; width: 50%; margin-left: 20px;"></div>
<p>5. インタビューのポイント(インタビューすべき内容)</p> <div style="border: 1px solid black; height: 80px;"></div>
<p>6. その他(当該課題を評価する点等)</p> <div style="border: 1px solid black; height: 80px;"></div>
<div style="border: 1px solid black; height: 20px;"></div>

#### 4. 制度アンケート調査票

ID番号

### 環境省競争的資金制度に関する調査

1. 本調査は、環境省競争的資金制度について、今後の制度の評価・改善を検討する基礎資料を得ることを目的として、環境省が制度を利用された方々を対象にご意見・ご感想をお伺いするものです(実査は業務請負先の財団法人未来工学研究所)。
2. 調査の対象者は、「環境省競争的資金制度の助成を受けて実施され、平成23年度に終了した研究・技術開発課題」の研究代表者の方々を選ばせていただきました。
3. 調査の結果は統計的に処理し、データを個別に扱うことはありませんので、回答者個人にご迷惑をおかけすることはありません。また、回答者の方々の個人情報に厳重に管理し、本調査の目的以外に使うことはありません。
4. 質問の回答には選択肢を設け、択一式のもの(選択肢の先頭が )と、複数選択可能なもの(選択肢の先頭が )、また、内容・理由を記入していただくものがあります。内容・理由の記入の設定では、できるだけ具体的な内容・理由の記入をお願いします。
5. もし可能でしたら、共同研究者の方に最大2名まで本調査票ファイルをお送りいただき、回答をお願いしてください。
6. お忙しいところ恐縮ですが、**2013年3月15日**までに、回答済み調査票の電子ファイルを電子メールに添付し、下記担当者メールアドレス宛にご送付ください。できれば電子ファイルで返送いただきたいのですが、もし紙面にて回答される場合は担当者宛に郵送又はFAXでお送りください。

(お問い合わせ先)

財団法人 未来工学研究所

担当 田原敬一郎、依田達郎

135-8473 東京都江東区深川2-6-11 富岡橋ビル

TEL 03-5245-1015 FAX 03-5245-1062

e-mail follow@ifeng.or.jp

アンケートご回答者

所属機関	
所属部署	
役職	
氏名	
電話番号	
FAX番号	
e-mail アドレス	

平成23年度に終了した研究・技術開発課題

競争的資金制度	
研究課題名	
研究代表者	

以下は、環境省競争的資金制度(以下、競争的資金制度)に関する設問です。競争的資金制度を利用された方々の率直なご意見・ご感想を伺い、競争的資金制度の評価・改善を検討する参考資料とさせていただきます。

「研究代表者あるいは共同研究者として実施し、平成23年度に終了した課題研究」が助成を受けた競争的資金制度についてお答えください。

ご回答上のご注意

・択一式の選択肢は、複数選択が可能な選択肢はが文頭に付いています。それぞれマウスでクリックしてください。

・回答欄の行の高さ(縦方向)は、回答しやすいように広げることができます。

公募について

Q1 **(特に他の資金等と比べて)** 課題研究の公募から採択までの事務処理は適切でしたか？

適切だった

適切でなかった(その理由を下の枠内にご記入ください)

その他(下の枠内にご記入ください)

Q2 課題研究の領域・テーマの区分はわかりやすかったですか？

わかりやすかった

わかりにくかった(その理由を下の枠内にご記入ください)

その他(下の枠内にご記入ください)

課題研究について

Q3 研究資金の交付決定時期は妥当でしたか？

妥当だった

遅かった(具体的に希望する時期があれば理由とともに下の枠内にご記入ください)

その他(下の枠内にご記入ください)

Q4 課題研究の研究期間は妥当でしたか？

妥当だった

短かった

その他(下の枠内にご記入ください)

Q5 課題研究の予算額は妥当でしたか？

妥当だった

不十分だった

多すぎた(使い切れなかった)

その他(下の枠内にご記入ください)

Q5\_SQ1へ

Q5\_SQ1へ

Q5\_SQ1 応募時研究計画と比べ、不十分 / 多すぎた結果に至った理由として、どのようなものがあげられますか。研究計画の予算額を遂行する上で、制度上で制約・影響となった理由をお答えください。(いくつでも)

- 研究経費使用ルール上の制約(関連Q6)
- 研究課題の評価による影響(例えば、予算額の減額査定)
- 社会情勢、環境に関わる情勢の変化
- その他(自由回答)

Q6 研究経費の使用ルールについて、次のような問題を感じましたか?

- 問題は特になかった。おおむね妥当なルールだった。
- 費目区分が所属する機関の会計ルール(例えば企業会計、国立大学法人会計、公益法人会計等)や他の研究資金の区分と異なり、わかりにくかった。
- 学会参加費用の条件等、使用にあたっての制約が大きかった。
- 研究はやってみないとわからないので、研究計画(経費使用目的)の変更をもっと柔軟に認めてもらいたかった。
- 他の研究費との直接費の合算使用を認めて欲しかった。
- 繰り越しを希望したが、認められなかった。
- その他(下の枠内にご記入ください)

Q7 間接経費を有効に活用できましたか?

- 所属機関と協議し、自分の研究にも有効に活用することができた。
- 自分が意見を出したわけではないが、所属機関が共用設備などの充実などに使用し、自分の研究にも役立ったと思える。
- 自分は意見を出しておらず、所属機関が用途を決定したので、自分の研究に役だったとは思えない。
- その他(下の枠内にご記入ください)

Q8 課題研究を実施中、事務局・PO・行政担当部署からのサポートは適切でしたか?

- 適切だった
- あまり適切ではなかった(その理由を下の枠内にご記入ください)
- その他(下の枠内にご記入ください)

#### 評価の実施方法について

評価の実施方法(評価体制、評価の視点、評価実施時期等)について、お伺います。研究課題に対して中間評価、事後評価を受けた場合、それぞれの評価の実施方法の妥当性についてお答えください。

Q9 中間評価の実施方法は妥当でしたか?

- 妥当だった
- どちらかといえば妥当だった
- どちらかといえば妥当ではなかった Q9\_SQ1へ
- 妥当ではなかった Q9\_SQ1へ
- 中間評価を受けていない

Q9\_SQ1 中間評価の実施方法が「どちらかといえば妥当ではなかった」「妥当ではなかった」と答えた方は、その理由を以下にご記入ください。

Q10 事後評価の**実施方法**は妥当でしたか？

- 妥当だった
- どちらかといえば妥当だった
- どちらかといえば妥当ではなかった Q10\_SQ1へ
- 妥当ではなかった Q10\_SQ1へ
- 事後評価を受けていない

Q10\_SQ1 事後評価の実施方法が「どちらかといえば妥当ではなかった」、「妥当ではなかった」と答えた方は、その理由を以下にご記入ください。

#### 今後の意向

Q11 今後も、環境省競争的資金制度に応募しようと思いませんか？

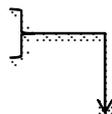
- 応募しようと思う
- どちらともいえない
- 応募しようとは思わない(その理由を下の枠内にご記入ください)

Q12 平成23年度の研究を終了したのち、当該研究において、平成24年度に別の競争的資金を獲得した実績がありますか。また、獲得していない場合、当該研究において、今後の競争的資金への応募予定はありますか。

- 競争的資金を得ていない Q12\_SQ1へ
- 公的な競争的資金あるいは民間の競争的資金を得ている Q12\_SQ2へ
- 所属する機関から研究資金を得ている Q12\_SQ2へ
- 他機関との共同研究により研究資金(競争的資金以外)を得ている Q12\_SQ2へ
- その他(下の枠内にご記入ください)

Q12\_SQ1 今後、当該研究において、競争的資金を獲得する予定・意向はありますか。また、どのような資金を獲得する予定ですが、具体的に記述ください。

- 競争的資金を獲得する予定はある
- 競争的資金を獲得する意向はある
- 競争的資金を獲得する予定・意向はない



[具体的な資金名等]

Q12\_SQ2 どのような競争的資金を獲得していますか。具体的な競争的資金制度名を記入ください。

[具体的な制度名等]

その他のご意見

Q13 他の競争的資金制度(海外のものも含む)との比較で、本研究資金制度のよい点、改善すべき点、問題点などを以下にご記入ください(前記の質問への回答と内容が重複しても結構です)。

以上で終わりです。お忙しい中、協力ありがとうございました。

